

静岡スカイテック株式会社の教習と整備

教習・整備

静岡スカイテックは農林水産航空協会の指定教習所及び認定整備所を取得、小型無人航空機（産業用無人ヘリコプター、農業用マルチローター、ドローン）の教習、整備を行っております。

<教習>

- ・座学講習、技能講習、技能検定を終了致しますと、農林水産航空協会の技能認定証の申請・発行を致します。
- ・教習課程は無人機の種類、モデル毎に異なりますので、申込みの際は使用モデルの特定が必要です。
- ・農水協・技能認定証を受領した方は国交省の飛行許可証の取得が簡素化されます。
- ・安全運航の為には適切な技能の習得が不可欠です。



<整備>

- ・機体購入の際は、機体の納入前点検及び農水協への機体番号の登録が必要です。
- ・農水協への登録された機体を使用する場合は国交省の飛行許可証の取得が簡素化されます。
- ・その他、納入後の機体の不具合、一般整備、事故への対応等も行っております。
- ・万が一の様々な事故の対応の為、保険の取得を御勧め致します。
- ・安全な運行は適切な機体整備と機体知識が不可欠です。

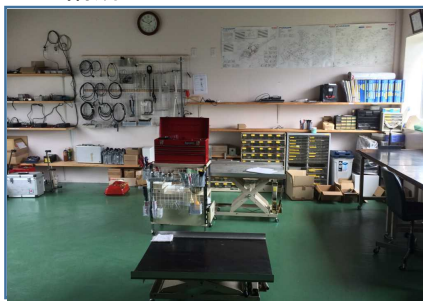
<教習所施設:座学教習>



<実技教習風景>



<整備所>



教習業務

農水省運用要領

航空法

農取法・その他

PC技能シミュレーション

有線技能講習

圃場散布飛行教習

技能検定・認定申請

整備業務

製品納入前点検

農水協・機体登録

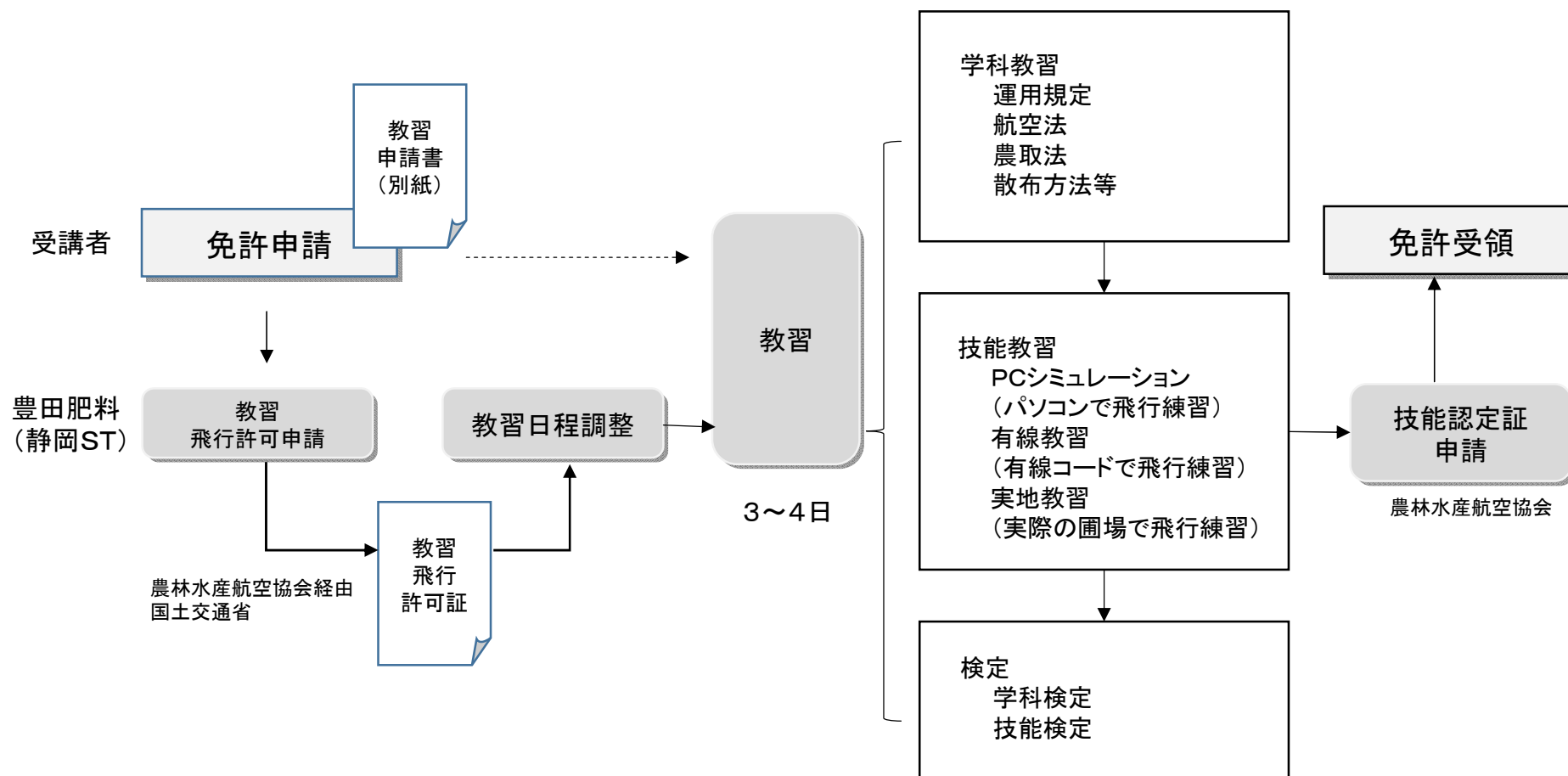
定期点検・登録更新

事故対応・一般整備

保険

免許取得の手順

免許取得には申請書に基付き国交省の飛行許可証を取得、同時に教習の日程調整を行います。
教習は学科、実技を含め3日程度ですが個人の熟練度により異なる場合があります。
又、無人ヘリ免許保有者は学科等を短縮できます。
現状、技能検定はメーカー、モデル機種により異なりますので、予め対象モデルを決めて置く事も必要です。



農水省のマルチローター運用規定に就いて

運用規定

- ・農水省は小型無人航空機(無人ヘリ、マルチローター)の農業用への活用の為、平成27年12月3日付け消安第4545号消費・安全局長通知通達により運用規定を発行致してしております。
- ・農業用の小型無人航空機の利用にあたっては当運用規定を遵守し事故及び危被害を起こさない事が重要です。

<運用規定の概要>

- 1: 機体及び散布装置は農水協にて認定を受けた機体及び散布装置を使用する事。
- 2: 機体は機体番号を農水協に登録し機体番号を可視可能な位置に掲示する事
- 3: 機体及び散布装置は、認定の整備事業所にて定期的に整備点検され登録更新をされている事。
- 4: 利用者は農水協の技能検定証を取得、散布時はこれを携帯、必要に応じ提示する事。
- 5: 利用者は無人ヘリコプター協議会にて定期的に研修を受ける事
- 6: 利用者は事前に国交省の飛行許可証を取得、必要に応じて提示できる様に携帯する事。
- 7: 利用者は安全な飛行計画を作成、協議会等を通じて散布計画を県の所定機関に提出する事。
- 8: 万が一事故が発生した場合は、協議会等を通じて、県の所定機関に事故報告を提出する事
- 9: 利用者は散布実績を地域協議会等を通じて県の所定機関に提出する事。
- 10: 利用者は事故及び危被害の対処を適切に行う為、専用の保険に加入する事。

<静岡スカイテックによる簡易的な運用サポート>

農水協の技能認定者が登録済の機体を使用する場合、下記をサポート致します。

- ・飛行許可申請と許可証の取得
- ・飛行計画・実績報告・事故報告の提出
- ・事故と保険の処理

運用要領項目

農水省運用要領

使用可能農薬

散布計画の提出

散布実績の提出

事故報告の提出

事故報告先機関

計画・実績報告先機関

国土交航空局連絡先

無人航空機ガイドライン

[無人ヘリ安全対策
マニュアル](#)

[マルチローター安全対
策マニュアル](#)